

募集期間:平成20年7月下旬~9月下旬 主催:国土交通省

# 「手づくり郷土賞」の 平 募集について

平成20年度スケジュール

審 査 期 間 選定結果の発表

募集期間

平成20年 7月下旬~9月下旬 平成20年10月~平成21年1月 平成21年 1月

# 1 手づくり郷土賞とは

全国各地において、その地域固有の自然や歴史、伝統、文化や地場産業等を貴重な資源として再認識し積極的に利活用した、魅力ある地域づくりの成功例が多く見受けられます。

このような地域の魅力や個性を創出している、良質な社会 資本及びそれと関わりを持つ優れた地域活動を一体の成果と して発掘・評価し、「手づくり郷土賞」として表彰することにより、 好事例を広く紹介し、個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取 組が進むことを目指しています。

「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、平成20年度で23回目の開催となる国土交通大臣表彰です。

# 2 募集対象

# 手づくり郷土賞(一般部門):

地域の魅力を創出している、社会資本及びそれと関わりがある優れた地域活動が一体となった成果(以下、単に「成果」という)。 **手づくり郷土賞(大賞部門)**:

これまでに「手づくり郷土賞」を受賞した社会資本又は社会資本と関わりのある活動を含む成果。

# 3 応募団体

社会資本を管理する地方公共団体(都道府県、市区町村)、 又は社会資本を有効活用し地域づくり等に取り組む活動団体 が、単体もしくは共同で応募することができます。

# 4 提出していただくもの(応募資料)

- ① 応募用紙及び参考資料とそのデータ
- ② ①に使用した写真のデータ(高画質のもの)
- ③ 3分間以内の「自己PR映像」 (動画もしくは音声付きパワーポイント)
- ※応募要領及び応募用紙については、国土交通省ホームページ よりダウンロードしてください。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/tedukuri/entry/index.html

# 5 応募方法

応募資料を、募集期間内に提出してください。

なお、提出先、提出期限は各地方の担当窓口により異なりますので、問い合わせ先(担当窓口)までご確認ください。

応募資料は各地方整備局等にてとりまとめの上、応募要件のチェックを行った後、地方整備局等内に設置される地方運営委員会の評価結果を付し、国土交通本省へ提出されます。「手づくり郷土賞」の対象とならないものがあった場合は、各地方整備局等よりその旨、通知いたします。

# 6 審査及び表彰

応募資料及び地方運営委員会の評価結果をもとに、学識者等からなる「手づくり郷土賞」選定委員会により審査を行います。

受賞者には認定証が授与され、また、選定された好事例は、 パンフレットやホームページなどを通じて、広く全国に紹介される予定です。

# 7 選定のポイント

選定委員会における審査は、以下の視点に特に着目して行われます。

- ①社会資本の整備・維持管理・利活用にあたっての創意・工夫 (地域特性を踏まえた整備・維持管理上の工夫、地域資源と しての育成・活用等)
- ②地域活動における創意・工夫、取組の独創性 (新しい発想、住民自ら考え工夫を凝らした取組等)
- ③地域づくりへの成果及び波及効果

(地域への思いに富んだ取組、地域づくりの枠を越えた効果 等)

- ④今後の活動の継続性・発展性
  - (住民が長く活動を続けられる仕組み、周囲を広く巻き込む 工夫等)
- ⑤他の参考となるような先進性・先導性
- ⑥その他(上記以外の特に優れた内容)

上記に加え、大賞部門においては以下のポイントも重視します。

- ⑦社会資本の地域への定着状況
  - (地域のシンボルとして広く認識されている、多くの地域住民が 日常的に活用等)
- ⑧活動の継続状況

(規模を広げながら着実に継続している等)

⑨活動の発展状況

(新たな取組を創出している、他地域へ波及している等)

# 8 手づくり郷土賞の対象とならないもの

次の事項に該当するものは、手づくり郷土賞の対象とはなりませんので、ご注意ください。

- ①社会資本の整備、維持管理、利活用等と関わりが認められ ない活動
- ②行政機関が主導している活動
- ③活動期間が3年未満の活動
- ④地域社会、地域住民への貢献が認められない活動
- ⑤これまでに、全国規模で行われている同様趣旨の他の表 彰を受けている場合は、当時の表彰内容と今回の応募内容 が同一のもの(内容の発展が認められれば可)

# 「手づくり郷土賞」事務局

国土交通省 総合政策局 事業総括調整官室 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL:03-5253-8111(代表)

■手づくり郷土賞ホームページ

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/tedukuri/index.html

# 「手づくり郷土賞」 平成19年度の**受賞事例**

### 平成19年度は、

- ・地域の個性、魅力を創出し、良好に維持管理されている社会資本を対象とした「地域整備部門」、
- ・3年以上にわたり社会資本と関わりを持ち、地域づくりに貢献している活動を対象とした「地域活動部門」、
- ・「手づくり郷土賞」を過去に受賞してからも永く良質な社会資本として魅力的な地域の実現に寄与しているものを対象とした「大賞部門」の3部門により実施いたしました。選定委員会による審査の結果、「地域整備部門」に7件、「地域活動部門」に9件、「大賞部門」に11件、合計27件が選定されました。

#### ゕさゃとしんすいこうえん いなぎ 上谷戸親水公園(東京都 稲城市)

上谷戸親水公園は、上谷戸川 とその周辺の里の原風景(水田、 竹林、屋敷林等)を残し、自然 観察や水遊びが出来るよう整備 された親水公園である。上谷戸 地区は、周囲のニュータウン開 発が進む中で、豊かな自然と歴 史を偲ばせる郷土景観を活かし たまちづくりが進められ、中で



もニュータウン地区と上谷戸地区の境界に配置された上谷戸親水 公園は、既成市街地と新市街地の住民の交流の場となるよう整備 されている。

整備後は、地域住民による清流を活かしたホタルの育成、季節に応じた多くのイベントや体験農業を実施し交流・体験の場とするなど、地域の活性化に活用されるほか、自治会により日常的に維持管理され、周辺住民のやすらぎと潤いの場として利用されている。愛着をもって活用されることにより、更なる地域コミュニティの活性化につながることが期待される。

#### まつやま がい まつやま 松山ロープウェー街 (愛媛県 松山市)

松山ロープウェー街は、重要 文化財 松山城への登るための ロープウェー駅舎への玄関ロと して古くから賑わう地区であったが、近年、中心市街地の衰退 により空き店舗が目立つよっにより空き店舗が目立つよっに なった。地域住民のコミュにティ促進だけでなく観光客が付りり に長時間回遊できる空間づくり を目的とし、電線類の地中化や



車道のスラローム化といった道路整備にあわせ、地元商店街による街全体の統一感を持ったファサード(建物外観デザイン)整備など、行政と住民が協働して景観整備が行われた。

日頃からボランティアによる清掃活動が行われ、また、通りを活用したイベントなどが実施されるなど、商店街の活性化に弾みがついてきており、利用客数が増加する一方で空き店舗率が減少している。今後も地域のメインエントランスとして周辺施設との一体的な活性化が期待される。

地域活動部門

#### くろべい むらかみ 黒塀プロジェクト (新潟県 村上市)

黒塀プロジェクトは、ブロック塀の上に黒い板を打ち付け、外観のみを黒塀に変えるという簡易な方法により、市民の力のみで景観向上に取り組んでいる。

土蔵造りのお寺や古民家が並び、城下町の歴史漂う小路でありながらブロック塀により魅力が生かされていないと感じた市



展の発案により、「黒塀一枚千円運動」を展開し、市民からの寄付のみによる少ない資金でありながら、市民のアイデアを活かして広範囲の景観整備を行っている。また、黒塀の小路をライトアップする「宵の竹灯籠まつり」を実施するなど魅力を高める活動にも取り組んでおり、黒塀の小路は村上を代表する風景として定着している。

更に、市民自らの手による本活動が、町屋を昔ながらの外観に 戻す「町屋再生プロジェクト」に発展しており、市民の力による 景観づくりの新たな可能性が感じられる活動である。

# もじこう ちく かんこうしんこう ちいき かっせいか きたきゅうしゅう 門司港レトロ地区の観光振興・地域活性化(福岡県 北九州市)

門司港レトロ倶楽部は、歴史 的建築物であるJR門司港駅等 の保存活動に端を発し、地元ま ちづくり団体・地元企業・行政 等が連携し一体的な組織として 設立されており、地域ぐるみで 観光振興・地域活性化を図る活 動を行っている。



主な活動としては、歴史的建造物や公共空間を活用した絵画展や音楽ライブなどイベントの実施、門司港発祥の「バナナの叩き売り」の伝承や夜景景観づくりなど観光素材の発掘・育成、各種PR活動など幅広いソフト事業に取り組んでいる。こうした活動により、門司港レトロ地区は九州を代表する観光地として成長し、門司港のブランド化、伝統文化の保存育成、歴史的建造物保存への市民意識の向上などを果たしており、これからも地区の魅力の醸成・発信への貢献が期待される。

大賞部門

### ಕゅうみくにかいどう すか わしゅくせき 旧三国街道須川宿堰(群馬県 みなかみ町)

須川宿堰は、宿場町の昔ながらの水路の景観と機能を復元したもので、地域に定着し親しまれるとともに、住民によって美しく維持管理されている。また、この地域一帯は手づくりを体験できる「たくみの里」として多くの観光客で賑わう地区である。

平成2年度に手づくり郷土賞を受賞 した後も、地域住民による植栽や花飾 りといった美化活動が実施されるほか、 平成8年に「歴史国道」の指定を受け、



電柱移設や舗装の整備等を行い、魅力的な空間づくりと歴史・文化的な街並みづくりが行われるなどハード整備が行われた。また、地域の活性化を目指す地元の若者によって、烏天狗御輿が平成16年から開催されるなど、地域の歴史資源の保全をきっかけに行政と住民による様々な取組みが行われ、地域全体の魅力向上が図られている。

# できもの散歩道内 土管坂 (愛知県 常滑市)

やきもの散歩道は、地域の名 産品である常滑焼の千年の歴史 を今に伝える常滑市を代表する 観光エリアであり、その中でも 世節坂は側壁に土留めとして焼 耐瓶と土管が積み上げられた、 常滑ならではの風情を感じさせ てくれる一番の名所となってい



手づくり郷土賞受賞後も、やきもの散歩道の魅力を発信するイベントや、地域に愛着をもった観光ボランティアガイドによる散歩道の無料案内、パンフレットやHPでの情報発信など、やきもの散歩道の魅力を活かす取り組みを発展させている。受賞当時(平成2年度)約2万5千人だった観光客数が、現在では約10万人と飛躍的に伸びるなど、地域固有の資源を地域振興につなげている。

# 「手づくり郷土賞」各地方整備局等 問い合わせ先(担当窓口)

北海道開発局 開発監理部 開発調整課	〒060-8511 札幌市北区北八条西2丁目	TEL: 011-709-2311
東北地方整備局 企画部 企画課	〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15	TEL: 022-225-2171
関東地方整備局 企画部 企画課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1	TEL: 048-600-1329
北陸地方整備局 企画部 広域計画課	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1	TEL: 025-370-6687
中部地方整備局 企画部 広域計画課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1	TEL: 052-953-8129
近畿地方整備局 企画部 企画課	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44	TEL: 06-6942-1141
中国地方整備局 企画部 広域計画課	〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30	TEL: 082-511-6132
四国地方整備局 企画部 広域計画課	〒760-8554 高松市サンポート3-33	TEL: 087-811-8309
九州地方整備局 企画部 企画課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7	TEL: 092-471-6331
沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1	TEL: 098-866-1908

# 手づくり郷土賞 実施要領

第1条 手づくり郷土賞は、地域の魅力を創出し、又は地域のシンボルとなっている、各種の良質な社会資本及びそれと関わりを持つ良質な地域活動を一体として選定する ことにより、地域の自然的・社会的条件に適合した良質な社会資本の整備及びその利用、並びに地域活動を促進し、もって個性的で魅力ある郷土づくりに寄与するこ とを目的とする。

#### [部 門]

第2条 [一般部門]と[大賞部門]の2部門により実施する。

第3条 [一般部門]は、地域の魅力や個性を創出している、社会資本及びそれと関わりのある地域活動が一体となった成果(以下、単に「成果」という。)を対象とする。 2. [大賞部門]は、これまでに「手づくり郷土賞」を受賞した社会資本又は社会資本を関わりのある活動を含む成果を対象とする。

#### [評価基準]

第4条 [一般部門]においては、手づくり郷土賞は、次の各号に該当する成果に対して与える。

- (1) 当該成果を構成する社会資本について、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた創意・工夫のもと、整備・維持管理・利活用等が行われていること。 (2) 当該成果を構成する地域活動について、社会資本を有効活用し、地域の魅力の向上のための創意・工夫が行われており、公益性を有すること。 (3) 当該成果について、他地域のモデルとなる得るもの。

- 2. [大賞部門]においては、「手づくり郷土賞」を受賞した後、なお一層の活動の充実が行われるなど、個性的で魅力的な地域の実現に寄与し、他地域のモデルとなり 得る成果に対して与える。

### [選定委員会等]

- 第5条 手づくり郷土賞の選定等を行わせるため、選定委員会を置く。
  - 2. 選定委員会の委員は、別表(省略)に掲げるとおりとする。

  - 2. 選定委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。 4. 委員は、二回に限り再任されることができる。 5. 選定委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。 6. 委員長の指名により副委員長を置くことができる。

  - 7. 北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州及び沖縄の各ブロックごとに、それぞれのブロック内における募集事務等を円滑に行わせるため、 地方運営委員会を置く

## [応募等]

- 第6条 手づくり郷土賞にふさわしいと考えられる成果を、市区町村、都道府県自身又は活動団体が応募するものとする。
  2. 手づくり郷土賞の応募は、次の各号に挙げる資料を添えて行うものとする。
  (1) 当該社会資本及びそれと関わりのある地域活動の写真

  - (2) 当該社会資本及びそれと関わりのある地域活動の概要、その他参考となる事項を記載した書類等

### [選 定]

第7条 選定委員会は、応募された資料に基づき、当該年度の手づくり郷土賞を選定するものとする。

#### [通 知]

第8条 手づくり郷土賞の選定通知は、応募団体あてに行うものとする。